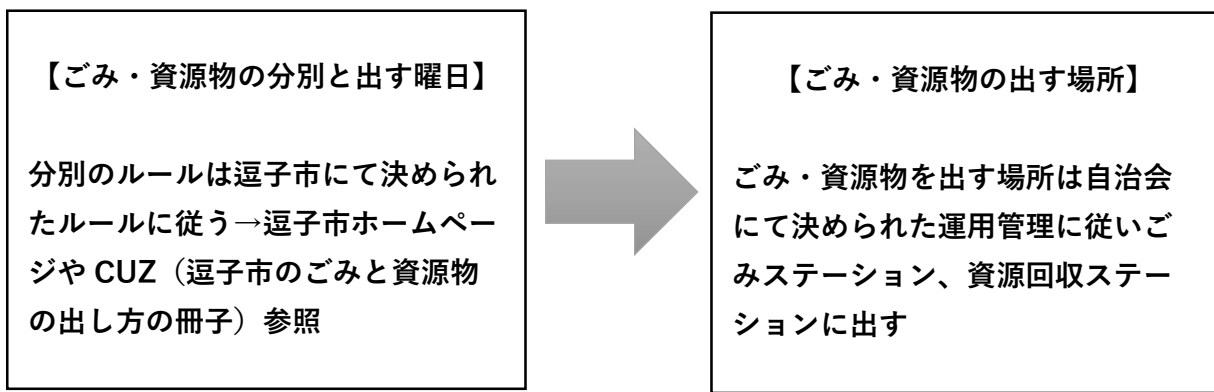


1. マニュアル作成の目的

亀が岡団地における環境美化や環境衛生の維持促進の実現のため、自治会エリア内に設置されているごみステーションと資源回収ステーションに関する運用管理のルールを定めるものである。ごみや資源物の分別ルールや出す曜日は逗子市により決められたルールに従うものとして、このマニュアルにおいてはごみステーションおよび資源回収ステーションの運用（組立と収納、ステーションの清掃や移設など）は利用者が自主的に行い、管理（ステーションにおける不法ごみ対応やネットボックスの補修・新規増設など）は自治会にて行うことを基本と定めるものである。利用者と自治会が協業しながら亀が岡団地の安心・安全なまちづくりを促進する。

2. ごみ・資源物の種類と出し方について

（1）出し方のルールについて



- ごみは逗子市で決められたルールに従い分別し、収集日の朝 8：30 までに近隣のごみステーションへ出す。
- 燃やすごみおよび不燃ごみは有料の指定ごみ袋を使用する。燃やすごみ以外は 45 リットル以下の中身が確認できる透明または半透明の袋を使用すること。
- 原則として、一度に一世帯から出せるごみの量は 45 リットル以下の袋で 3 袋までとなっています。4 袋以上は粗大ごみとして収集を申し込むか、環境クリーンセンターへ直接持ち込むようにしてください。一時的に大量にごみが出る場合は、ごみステーションに出さず事前に環境クリーンセンター（046-871-7870）へご相談ください。
- 資源物の回収はごみの減量化、資源化を目的とし、CO2 削減に向けて推進していきます。
- 出せるごみは一般ごみ(一般廃棄物)のみで産業廃棄物は出せません。

（2）ごみ・資源物の分別について

ごみおよび資源物の分別内容についての詳細は最新の逗子市ホームページメニューから→暮らし・手続き→ごみ・リサイクルを参照ください。

（<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/gomirecycle/index.html>）また、逗子市で作成されている逗子市のごみと資源物の出し方冊子「CUZ」を参照ください。また、逗子

市が推奨するごみ分別スマートフォンアプリ「さんあ〜る」でも参照することができます。

(<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/gomirecycle/1002014/1002017.html>)

（３）ごみ・資源物を出す場所（ステーション）

亀が岡自治会には３４か所のごみステーションと８か所の資源回収ステーションがあります（添付：ごみステーション&資源回収ステーション地図参照）。

ごみ・資源物ステーションでの回収対象は以下の通り。

- ごみステーション
 - 燃やすごみ、草葉植木ごみ、容器包装プラスチック
- 資源回収ステーション
 - 不燃ごみ、危険有害ごみ、小型家電、空きびん、ペットボトル
 - 資源物（アルミ缶、スチール缶、ダンボール、布類衣類、新聞雑誌古紙、ミックスペーパー、家庭金物）

３．ごみおよび資源回収ステーション管理について

（１）管理者

自治会役員および環境美化委員会にて管理もしくは運用を行う。また、管理責任者は環境美化担当役員および環境美化委員長とする。

（２）役割

- ごみステーション、ネットボックス管理および資源回収ステーション管理
 - ① ステーションの美化衛生管理
 - ② ステーションへのちり取り、ほうきの設置
 - ③ ネットボックス新規購入、メンテナンス
 - ④ 不法ごみや資源物の対処および出し方の啓蒙によるステーション、ネットボックスへの掲示
 - ⑤ ステーション場所の移設・ローテーション管理
- ごみ、資源回収についての自治会員からの問合せ対応

問合せについては、自治会ホームページの問合せから行うか、自治会事務局もしくは管理者に問合せを行う。
- 自治会回覧板、掲示板、ホームページなどでの情報提供、啓蒙活動
- ごみステーション、資源回収ステーションの地図データの管理

４．ごみおよび資源回収ステーションの運用について

（１）運用者

ごみ・資源回収ステーションの運用については、利用者が主体的に行うことを基本とします（ご協力お願いします）。

（２）役割

- ごみ・資源回収ステーションを利用している自治会員が、当番制または自主的に運用（ネットボックスの組み立ておよび収納、ステーションの清掃など）を行いステーションの環境美化・衛生に努める。設置されているごみネットボックスおよびほ

うき、ちり取りが破損、無くなった場合は、自治会管理者へお問合せください。

- ごみ・資源物の回収後に、ネットボックスもしくはその付近にごみ・資源物が回収されずに残っている場合は、当番制の場合は当番が（当番制でない場合には近隣住民が）自主的に後始末をするよう努めることとします。以下の要領にて当番者もしくは近隣利用住民が自主的に処理を行う。

- ① 燃やすごみが市の指定する有料袋に入れておらず回収されなかった場合は、指定の有料袋に入れて（生ごみなどカラス除けとして）ネットボックスの中に入れて次の回収日に回収するようにする。指定の有料袋は自治会より支給するので、問合せてください。
- ② 不法ごみや不法投棄があった場合には、そのままにして自治会管理者にお問合せください。自治会管理者は内容により逗子市役所へ連絡し、逗子市役所より投棄者特定および警告などしかるべき対処をしてもらいます。ごみの対象は逗子市で指定された一般廃棄物です。可燃物、化学薬品などの危険物、毒性のある物および建築現場から出る廃棄物や大量のシュレッダーごみなどは産業廃棄物として捨てられません。産業廃棄物らしき物が捨てられている場合は、自治会管理者へお知らせください。

5. ごみ・資源回収ステーション設置場所が固定できない場合の対応について

ごみおよび資源回収ステーション設置については近隣の利用者のご理解や隣接する土地所有者の了承のもと設置場所を決めております。

ごみステーションの設置場所が固定的に常設できない場合は、定期的に移設ローテーションを行う場合もありますので、皆様のご協力を御願い致します。

土地所有者が土地売却や引っ越しなどの理由によりステーションの撤去を望まれる場合は、早めに自治会管理者へご相談ください。自治会では、利用者の方々との調整のうえ設置場所の調整を行いますのでご理解とご協力を御願致します。

（1）移設の手順

- ① 該当ネットボックスの利用者を自治会にて調査し、設置の承諾を得ることやくじ引きなど公平性をもって移設設置場所を決める。
- ② ネットボックスにローテーションの移設の順番表（順番と期間）を添付する。ローテーション期間は、逗子市からの要望により原則として最低6ヵ月以上とする。
- ③ 移設作業は、移設予定日の1～2日前に行い近隣利用者への周知も行う。基本的に利用者により作業を行うが、自治会管理者の立ち合いも併せて行う。
- ④ 移設後は、自治会管理者が逗子市クリーンセンターへ移設場所を移設運用開始前1週間をめどに連絡する。（移設場所の住所、地図をメールまたはFAXにて送付）

6. その他

この件に関しての不明点、要望などありましたら、管理者宛に亀ヶ岡自治会ホームページから問合せいただくか、亀が岡自治会館のポストに投函ください。

